

2025神福利第1号

2025年2月14日

各共済契約者等 様
福利協会事務ご担当者 様

公益財団法人神奈川県福利協会

神奈川県福利協会届出書類の押印見直しについて

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃当協会事業についてご理解ご協力いただきありがとうございます。

退職共済他届出書類について、事務利便性の向上の観点から、押印の必要性について検討し、一部の押印を省略することとしました。

今後の手続きにあたって以下をご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、当協会より発行する書類について、順次押印印字の見直しをいたします。

1 押印の省略に関して ～様式が変わります～

* **押印省略**は、これまでと同様に適正な事務手続き（共済契約者等において、届出作成時に本人へ説明、意思確認）が行われていることが前提となります。

* **押印省略にあたって、届出等に「記入者・担当者氏名（フルネーム）苗字のみは不可、連絡先電話番号」を記載**してください。必要に応じて当協会担当者よりご連絡させていただく場合があります。

* 新様式は、当協会ホームページに掲載しております。

* 既に押印いただいているものについては、そのままお送りいただいて構いません。

2 押印を必要とするもの

* 長期給付金（退職一時金・遺族一時金）、短期給付金（結婚祝金、弔慰金、退会一時金）の給付金に関係するもの、法人都合による契約解除といった場合等、今後も押印を求める届出がありますのでご注意ください。

* 押印は印鑑の印影がはっきりと読み取れるよう押印してください。不鮮明やかすれがないよう注意してください。

* 様式変更前の様式（仮登録済みを含む）をご使用の際は押印が必要になりますのでご注意ください。

* 様式変更前の様式は、2025年6月30日までで受付を終了いたします。

3 提出にあたって

* 郵送・FAX・メール(PDF形式の添付ファイル)のいずれかひとつでご提出ください。

FAX：045-263-6027／メール提出アドレス：kyousai@fukurikanagawa.or.jp

* 記載内容・印鑑の印影がはっきりと読み取れる状態で提出してください。

4 適用時期

本通知発出日以降に届出のあった書類より適用します。

*既に押印いただいているものについては、そのままお送りいただいて構いません。

■主な各種届出押印の要否

		様式名	施設団体印	加入者印	その他必要印
1	共済契約者等に関するもの	共済制度加盟申込書・共済契約申込書	不要	—	
2		共済契約変更届	—	—	
3	加入	新規加入通知書	不要	不要	
4	加入者に関するもの	退職一時金受給申請書	必要	必要	
5		退職一時金受給申請書(遺族一時金)	必要	—	委任者(遺族)の署名および押印必要
6		無給付通知書	不要	—	
7	諸届	標準給与月額算定基礎届	—	—	
8		加入者氏名変更届	不要	不要	
9		異動通知書	不要	不要	
10		共済掛金中断・再開届	不要	不要	
11		訂正依頼書	不要	不要	
12	その他退職共済	委任状(遺族一時金)	—	—	委任者(遺族)の署名および押印必要
13		退職金送金指定依頼書	必要	必要	
14		預金口座振替依頼書(共済掛金)	必要 ※金融機関届出印の押印	—	
15		共済掛金 預金口座名義変更依頼書	—	—	
16	福利厚生事業	短期給付金請求書 (結婚祝金・弔慰金・退会一時金)	必要	必要	
17		短期給付金振込先口座登録・変更届	—	—	
18	貸付事業	生活資金借入申込書・生活資金借用書 住宅・土地資金借入申請書・連帯保証人変更届・金銭消費貸借契約証書・委任状・完了届	必要	必要	
19		預金口座振替依頼書(貸付金償還)	—	必要 ※金融機関届出印の押印	
20	個人情報の保護に関する	個人データ開示等申出書	—	必要	
21		加入者カード再発行依頼書(2025.3まで)	必要	—	

問合せ先：(公財)神奈川県福利協会(担当：井上、松本^裕) TEL：045-263-6017